

医療費の自己負担分・補装具の払い戻しについて

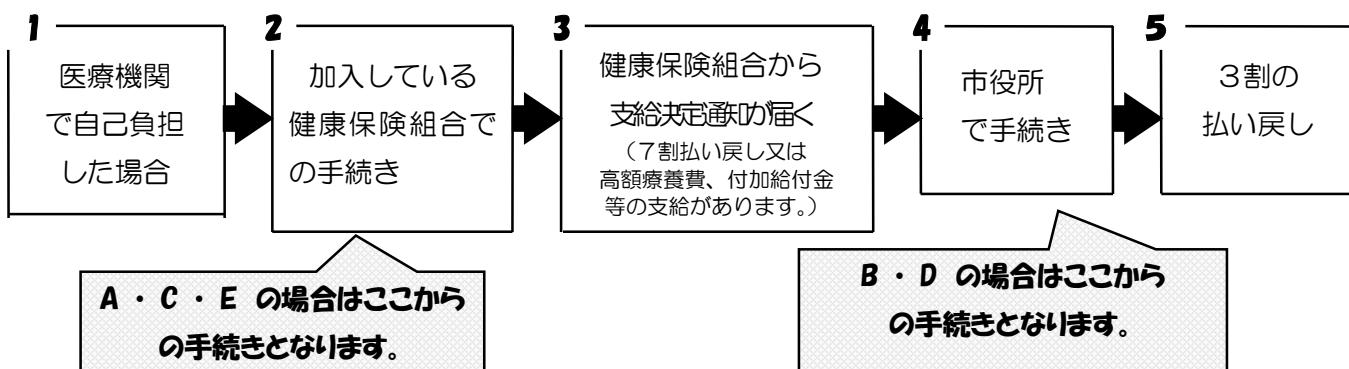
以下の場合は、自己負担額の払い戻しを受けることができます。

- A：マイナ保険証（または資格確認書など）と医療費受給者証を提示しなかった場合（医療機関で10割自己負担された場合）
- B：医療費受給者証のみ提示しなかった場合（医療機関で3割自己負担された場合）
- C：補装具を作成された場合
- D：愛知県外の医療機関を受診した場合（高額療養費、付加給付金の対象にならない場合）
- E：愛知県外の医療機関を受診した際に、窓口負担が21,000円以上の場合
(高額療養費、付加給付金等が支払われる場合があります。)

1 手続きについて

市役所でお支払いできるのは、医療機関で診察等を受けた際の自己負担額（3割）です。
そのため、医療費を全額自己負担された場合や補装具を作られた場合、高額療養費、付加給付金等が支給される場合には、まず加入中の健康保険組合でのお手続きが必要です。

2 手続きの手順



国民健康保険に加入の方

上記の2と4を同時に手続きできます。

社会保険に加入の方

ご加入中の健康保険組合でお手続きが済みますと、保険適用分の金額（7割）又は、高額療養費、付加給付金等が各健康保険組合より支払われます。健康保険組合から『支給決定通知』がお手元に届いた後、市役所でお手続きください。

3 申請に必要なもの

- ◆ 領収書
- ◆ 装着証明書（補装具の場合のみ）
- ◆ 医療保険の資格が確認できる書類※
- ◆ 受給者証
- ◆ 預金通帳
- ◆ 保険者からの支給決定通知書（原本）

領収書及び装着証明書は、健康保険組合でのお手続きの際に原本を提出する必要があります。
そのため、事前にコピーを取っていただき、市役所へはコピーを提出してください。

※資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーカードとマイナポータルの医療保険資格情報画面の提示

各種手続きは、市役所本庁舎⑧ 番窓口 保険医療課 医療係までお越しください。

（問合せ先）長久手市役所 福祉部 保険医療課 医療係 TEL (0561) 56-0617

障害者医療費受給者証の各種手続きについて

1 対象者及び申請手続きに必要な持ち物

長久手市に住民登録があり、健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

対象者	申請時の持ちもの	医療保険の資格が確認できる書類
① 身体障害者手帳1級～3級	障害者手帳	※
② 身体障害者手帳4級(腎臓機能障害)	障害者手帳	※
③ 身体障害者手帳4級～6級(進行性筋萎縮症)	障害者手帳	※
④ 療育手帳A判定、B判定	療育手帳	※
⑤ 自閉症状群と診断された方	診断書	※
⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級	精神障害者保健福祉手帳	※

※資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーカードとマイナポータルの医療保険資格情報画面の提示

2 有効期間

(1) 開始日

資格取得した日 又は、申請月の初日

(2) 有効期限

ア 上記①～⑤の対象者は、3年ごとに更新手続きが必要です（更新案内が6月頃にいきます。）

次回の有効期限は、令和10年7月31日又は、手帳や診断書に記載されている再認定日や次判定日のどちらか短い日まで。

イ 上記⑥の対象者は、手帳有効期限と同じです。**※手帳の有効期間が更新されないと、受給者証の更新もできません。手帳の更新は期限内に、お早めにお願いいたします。**

ウ ただし、上記①・④（療育手帳A判定）・⑥に該当する方かつ次回の更新の期限までに65歳になる方は、その誕生日の前日です。

65歳以降は、後期高齢者福祉医療の受給資格対象者です。

3 助成内容

- (1) 愛知県内の医療機関（全ての診療科目で使用可）を受診する際に、マイナ保険証（または資格確認書など）と障害者医療費受給者証を提示すると、入院・通院の保険診療分の自己負担額を助成します。
- (2) 愛知県外での受診（全ての診療科目で使用可）、補装具の購入など医療費を自己負担した場合に、保険診療分の自己負担分を助成します。

以下の場合は、直ちに届出してください。

各種手続き	届出に必要な持ち物
加入している健康保険や記号・番号に変更があったとき	医療保険の資格が確認できる書類※ 障害者医療費受給者証
受給者証を紛失したとき	医療保険の資格が確認できる書類※
住所、氏名、受給者に変更があったとき	障害者手帳 又は 精神障害者保健福祉手帳
転出したとき	障害者手帳 又は 精神障害者保健福祉手帳
お亡くなりになったとき	障害者医療費受給者証
生活保護を受けることになったとき	
手帳の等級変更又は手帳を返納したとき	
交通事故の被害者となったとき	第三者行為の届出の必要書類をお渡しします。

※資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーカードとマイナポータルの医療保険資格情報画面の提示